

地方独立行政法人桑名市総合医療センター 第3期中期目標

前文

地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、第2期中期目標期間の最終年度である2018（平成30）年4月に、地域の二次医療及び急性期医療を担うことのできる新病院を開院した。

第3期中期目標期間においては、新病院での高度で専門的な医療機能を發揮し、地域医療機関等との機能分担による地域医療連携体制を確固たるものにしていくことや、高齢者人口の増加等の社会的環境がますます厳しくなる中で、状況に応じた対応をしていくこと等、求められる役割はさらに大きくなることと考えられる。

総合医療センターにあっては、「最良の医療を提供し、地域の皆様から信頼され必要とされる病院を目指す」という基本理念のもと、自律性、機動性及び透明性の高い業務運営マネジメントにより、業務運営の効率化や安定した経営基盤を確立し、地域医療連携を推進することが求められる。

このため、この中期目標に基づき、総合医療センターが採るべき措置を考慮して中期計画を作成し、それを着実に実施することにより、患者、その家族及び地域医療関係機関等の期待と信頼に応え、地域の中核病院としての責任を果たしていくことを期待する。

第1 中期目標の期間

平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

（1）重点的に取り組む医療の実施

高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、救急医療に重点的に取り組むこと。

疾患の分野別では、がん、脳血管障害、循環器疾患、消化器疾患及び運動器疾患等の分野における医療について、患者それぞれの病期や病態に応じた治療法が選択又は組み合わせできるよう、重点的に取り組むこと。がん医療については、診療体制の充実を図り、三重県がん診療連携準拠点病院の指定に向けて取り組むこと。

また、周産期医療及び小児医療を継続的に提供すること。

（2）地域医療連携の推進

総合医療センターと地域医療関係機関との連携のもと、医療の機能分担を推進し、地域医療支援病院の指定に向けて取り組むこと。

また、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担及び連携を推進し、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられるよう、各関係機関と協力して、地域における在宅医療を含む医療、福祉及び介護の連携体制の構築に貢献すること。

(3) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

災害拠点病院を目指し、発災を想定した業務継続計画の適切な運用のもと、平時から関係機関との連携を図り、緊急時における連絡体制の確保や医療物資等の備蓄、訓練等を行うこと。また、災害時及び強毒性のインフルエンザなど重大な感染症の流行時等には、桑名市からの要請に基づいた患者の受入れや医療チームの派遣等の救護活動による必要な医療の提供をするなど、感染症指定医療機関と連携し、桑名市が実施する災害対策等に協力すること。

2 医療水準の向上

(1) 高度・専門医療への取組

地域の中核病院として、高度で専門的な医療提供体制の充実に取り組むこと。

また、病院が保有する高度・専門医療機能のセンター化や集学的治療体制を進化させ、診療体制の強化と充実を図ること。

(2) 医師の確保

提供する医療水準を向上させるため、診療科ごとの医師の充足度を把握し、不足している医師については、計画的に確保を進めること。

(3) 研修医の受入れ及び育成

臨床研修病院として臨床研修医を受け入れ、専攻医（専門分野の研修を行う医師をいう。）を確保し、充実した研修プログラムなど研修体制を整えることにより、優れた医師の育成を行うとともに、総合医療センターへの定着を促す対策を講ずること。

(4) 看護師の確保及び定着

質の高い看護が継続的に提供できるよう、看護師の確保及び定着を図ること。

3 患者サービスの一層の向上

患者や家族との信頼関係の構築に努めるとともに、診療待ち時間、施設設備や院内環境、職員の接遇等に対する患者の満足度を定期的に把握・分析し、患者サービスの一層の向上に取り組むこと。

4 安心で信頼できる質の高い医療の提供

(1) 医療安全対策の徹底

患者が安心して受診できる環境を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 信頼される医療の提供

インフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）の徹底、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たつ

て、主治医とは別の医師の意見を聞くこと。またその意見をいう。) の提供、個人情報の保護、適切な情報開示等を通じて、患者、その家族及び市民に信頼される医療を提供すること。

(3) 施設設備の整備及び更新

施設設備については、病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、計画的に整備及び更新すること。

(4) 市民への保健医療情報の発信及び普及啓発等

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、市民に対し保健医療情報を発信し、普及啓発するとともに、公的病院として説明責任を果たすこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた安全で質の高い医療を提供しつつ、業務運営の効率化が図られるよう、職員の経験や能力を反映させた適切かつ弾力的な人員配置を行うこと。

2 職員の職務能力の向上

職員の努力が評価され、業績に反映されるなど、その能力を最大限発揮できる仕組みを推進し、優秀な職員を確保及び育成して、職務能力の向上を図ること。

3 職員の就労環境の整備

職員の就労意欲及び満足度を高め、ワーク・ライフ・バランスが確保される働きやすい環境を整備すること。

4 効率的な業務体制の推進と改善

組織力の向上に向けて、職員が業務運営の方向性を共有し、積極的に参画するなど、継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成するとともに、ＩＣＴ等の活用によって、組織内の情報共有や相互連携を高め、効率的な業務の執行にあたること。

また、病院機能評価の受審などの外部評価に基づき業務運営の改善に努めること。

5 収入の確保

質の高い医療を安定的に提供できる経営基盤を確立するため、新入院患者数及び手術件数の増加を図る等、収入の確保に取り組むこと。

6 支出の節減

財務体質を強化するため、業務の見直しに努める等、支出の節減に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

将来的な業務運営や予算計画による改善及び効率化を進めることにより、財務内容の改善を図り、公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護学生及び薬学生等の実習の受け入れを積極的に行い、地域における医療従事者の育成に努めること。

消防本部との連携により、救急ワークステーションにおける救急救命士の実習受け入れを進めること。